

調布市告示第424号

建築基準法の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第7項の規定により，調布都市計画区域のうち市内の次の地域を，容積率を緩和する規定に係る適用除外区域として指定する。

平成14年12月25日

調布市長 長 友 貴 樹

1 指定区域

第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，準工業地域及び商業地域の全区域

2 施行期日

平成15年1月1日